平成２２年（フ）第９５号
広島県尾道市向東町12324番地２
債務者　出口　　学
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
愛媛県松山市安城寺町1118番地２　ベルメゾン安城寺307号
債務者　前田　秀杉
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
宮崎県都城市山田町山田4424番地３
債務者　益留くるみ（旧姓**穂**田）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１４４号
宮崎県都城市南鷹尾町15街区33号
債務者　平山　義和
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２９０号
沖縄県那覇市小禄１丁目25番17号　パラシオまえじま303
債務者　島本　佳典
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９５号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番１―105号　牧港団地
債務者　宮城　直樹
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９５号
宮城県白石市松ケ丘２丁目９番地19
債務者　佐藤　　登
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第８５号
長野県茅野市宮川7459番地171　県住49―38号、前住所長野県茅野市宮川8644番地１
債務者　青木　英則
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第８８号
長野県岡谷市長地柴宮３丁目３番29号　サンコーポリブ102号
債務者　髙原　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６８号
長野県飯田市主税町２番地　ホテル三宜202号
債務者　清水　久夫（旧姓片野）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５２号
兵庫県洲本市由良町由良55番地３
債務者　宮本　節美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２３号
大分市田室町３番８号　田中荘３
債務者　穴見富美子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３６号
大分市大手町１丁目１番15号　スカイコート大手町205
債務者　冨永　信幸
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３４５号
大分県別府市南的ケ浜町２番19号
債務者　糸山　英敏
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５５号
大分市大字馬場602番地の４
債務者　廣瀬　雄一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３６２号
大分市大字上宗方717番地の１　日生ロイヤルマンション上宗方516
債務者　佐藤　　良
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７１号
大分市長浜町２丁目９番３号　二宮ビル101
債務者　甲斐　俊考
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係